

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

2025年10月7日

阪神高速道路株式会社

契約責任者 建設事業本部長 下田 健司

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本業務は、長大橋を対象に高度な解析技術を用いて耐荷力、耐震性、耐風性の性能照査および阪神高速が別途契約している詳細設計業務（以下、「別途業務」という。）で実施する検討の妥当性検証を目的とするもの。耐荷力、耐震性の性能照査および妥当性検証は橋全体系の大規模モデルを用いてシェル要素やファイバー要素での構造解析を実施し、別途業務へのフィードバックも行う。性能照査および妥当性の確認においては、評価の適切性を有識者に諮問できる体制を構築し、課題の抽出及び解決方法等を審議しながら検討を進めるものである。

したがって、本業務を行うにあたっては、

- ① 支間長 400m 以上の道路橋の全橋を対象に構造解析の検討実績を複数有していること
- ② シェル要素を用いた橋全体系の大規模モデルでの構造解析の検討実績を有していること
- ③ 構造解析検討に関する常設の委員会^{*}を有し、学識者・有識者等の専門家に諮問しながら検討の妥当性および適切性を評価できる体制を構築することができること

※委員会とは、学識者・有識者等の専門家を含む高度な技術課題について審議する会議体を指す。

が求められる要件となる。

一般財団法人阪神高速先進技術研究所（以下、「当該法人」という。）は、阪神高速及びその他の道路の建設に関する、総合的な調査研究及び技術開発の実施を事業目的としており、以下の実績・能力を有している。

- ① 「阪神高速道路の技術基準に関する調査研究及び審査業務(平成 28 年度)」にて地震応答解析を実施しているとともに、「長大橋梁の維持管理合理化のための調査研究業務(20-大管)」においては長大橋梁を対象にした FEM 検討や座屈固有値解析を実施しており、支間長 400m 以上の道路橋の全橋を対象とした構造解析の検討実績を有している。
- ② 「大規模解析技術による長大橋の性能照査に関する調査研究業務」にてシェル要素を用いた耐荷力解析および時刻歴応答解析を実施しており、シェル要素を用いた橋全体系の解析の検討実績を有している。
- ③ 当該法人内に常設の委員会として「耐震技術検討委員会」等の体制を有しており、学識者・有識者等の専門家に諮問しながら高度な技術課題に対する検討の妥当性および適切性を迅速かつ的確に評価できる体制を構築することができ、下記の実績を有している。
 - ・ 「湾岸線西伸部の設計荷重に関する調査検討業務」にて、「湾岸線西伸部の設計荷重に関する委員会」を組織し、学識者・有識者等の専門家へ地震荷重、風荷

重、活荷重に関して諮問できる体制を構築した実績

- ・ 「長大橋梁の維持管理合理化のための調査研究業務(20-大管)」にて学識者・有識者等の専門家による委員会を組織し、耐荷力に関する検討の妥当性および適切性を評価した実績

よって、本業務の実施にあたり、当該法人が有する特殊な知識、経験が不可欠であることから、当該法人を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該法人以外の者で、上記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、当該法人との契約手続きに移行する。

なお、応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、当該法人と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2 業務概要

(1) 業務名 大規模解析技術による長大橋の性能照査業務

(2) 業務目的・内容

本業務は、長大橋を対象に高度な解析技術を用いて耐荷力、耐震性、耐風性の性能照査および別途業務で実施する検討の妥当性検証を目的とするもの。耐荷力、耐震性の性能照査および妥当性検証は橋全体系の大規模モデルを用いてシェル要素やファイバー要素での構造解析を実施し、別途業務へのフィードバックも行う。性能照査および妥当性の確認においては、評価の適切性を有識者に諮問できる体制を構築し、課題の抽出及び解決方法等を審議しながら検討を進めるものである。

(3) 履行期限 契約締結日の翌日から 2027 年 8 月 31 日まで

3 応募要件

参加意思確認書の提出者に対する要件

(1) 企業の形態

次に掲げる要件を満たしている単体企業であること。

- 1) 阪神高速道路株式会社契約規則（平成 23 年阪神高速規則第 10 号）第 6 条の規定に該当しない者であること。
- 2) 技術提案書の特定時に阪神高速道路株式会社（旧阪神高速道路公団を含め、以下「阪神高速」という。）における 2025～2028 年度測量・建設コンサルタント等の一般競争（指名競争）参加資格の「土木設計」の認定を受けていること。
- 3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続の開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、阪神高速道路が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。
- 4) 参加意思確認書の提出期限日から技術提案書の特定時までの期間において阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領に基づく競争参加停止措置（以下「競争参加停止措置」という。）を受けていないこと。

また、阪神高速道路株式会社取引停止事務処理要領（令和5年阪神高速細則第1号）に基づく取引停止の対象者に該当しない者であること。

- 5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(2) 企業の能力

業績実績が指定された要件を満たすこと。（説明書参照）

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため一時中止措置等を行ったことにより完了していない業務についても、評価の対象とする。

(3) 配置予定技術者の能力

本業務における配置予定管理技術者の保有資格、同種業務の実績、手持ち業務の状況が指定された要件を満たすこと。（説明書参照）。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため一時中止措置等を行ったことにより完了していない業務についても、評価の対象とする。

(4) 参加意思確認書提出者間の資本・人的関係等

参加意思確認書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（説明書参照）

(5) 業務実施体制

本業務の実施体制等が、指定された要件を満たすこと。（説明書参照）

4 手続等

(1) 担当部署

阪神高速道路株式会社 建設事業本部 建設企画部 総務・経理課

（住所）〒530-0005 大阪市北区中之島3丁目2番4号

中之島フェスティバルタワー・ウエスト8階

（電話）06-6232-6656

（E-mail）keiyaku-jh@hanshin-exp.co.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：2025年10月7日（火）午前10時から2025年10月17日（金）午後4時まで。

② 交付方法：下記サイトより参加希望者に無償で交付する。なお、やむを得ない事由により、下記サイトから受領ができない場合は、CD-R等により交付するので、事前に4.(1)の担当部署へその旨申し出ること。

・阪神高速道路株式会社ホームページ

（建設コンサルタント業務等の入札公告ページ）

<https://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/koukoku/gyomu/>

③ 交付図書のダウンロード手順：

②のサイトにて当該業務の交付図書のダウンロード手続へ進み、交付図書ダウンロード登録フォームに会社名等の連絡先を登録する。登録した連絡先に交付図書ダウンロードサイトのURL情報が電子メールで届くので、電子メール記載のダウンロード有効期限までに交付図書をダウンロードする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

①提出期限：

- ・持参による提出期限

2025年10月17日（金）午後4時

上記期限までの毎日（土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）午前10時から12時まで、午後1時から4時まで。

- ・郵送等（一般書留、簡易書留又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で配達記録の残る送付方法をいう。以下同じ。）による提出期限

2025年10月17日（金）午後4時必着

②提出方法：1部を持参又は郵送等により提出すること。

③提出先：上記4.（1）に同じ。

④提出された参加意思確認書及び添付書類は返却しない。

(4) 技術提案書の提出予定期限、提出方法及び提出先

①提出期限：

- ・持参による提出期限

2025年12月8日（月）午後4時

- ・郵送等による提出期限

2025年12月8日（月）午後4時

②提出方法：1部を持参又は郵送等によること。これ以外での提出は無効とする。

③提出先：上記4.（1）に同じ。

④ 提出された技術提案書及び添付書類は返却しない。

5 その他

(1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.（1）に同じ

(3) 上記3.（1）2）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も参加意思確認書を提出することができるが、プロポーザル方式による技術提案書の提出者として選定された場合、技術提案書の提出時において、認定を受けていなければならない。

(4) 詳細は説明書による。